

みまもい通信 その110

<平成30年6月号>

秋にクリーニングに出した夏物の上着を着ようとしたら、他人のものだった



賠償できないと言われ、不満

「クリーニング店に申し出たが、『クリーニング受取後、半年以上たっているので賠償できない』と言われた」と相談がありました。

クリーニングトラブルを解決するために、全国クリーニング生活衛生同業組合連合会が作成した自主基準である**クリーニング事故賠償基準**があり、標準的な考え方として広く利用されています。この基準では業者の賠償期限は**消費者の受取日から6ヶ月**です。洗濯物を受け取ったら、すぐに確認しましょう。

トラブルの相談は早めに札幌市消費者センター(☎728-2121)又は消費者ホットライン(☎188)へ